平成２８年（フ）第２４号
鳥取県米子市和田町2762番地３
債務者　小原　　康
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３２号
鳥取県境港市馬場崎町38番地
債務者　湯淺　美保
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３４号
鳥取県西伯郡大山町赤松1185番地
債務者　下村　　保
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３８号
鳥取県米子市皆生６丁目４番61号　101号、前住所鳥取県米子市西福原９丁目10番16号
債務者　景山　修治
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４６号
佐賀県鳥栖市田代外町1507番地14　ヴェル・プロフォーンＣ207
債務者　堀口　貴弘
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
佐賀県武雄市橘町大字片白9224番地
債務者　藤﨑　行雄
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４０号
佐賀県杵島郡江北町大字八町2042番地
債務者　武富　英子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1045番地３
嬉野グリーンハイツ403号室
債務者　宮崎ノリ子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４７号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄3538番地３
債務者　江頭　鮎香
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０６号
熊本県宇城市豊野町糸石1514番、住民票上の住所熊本県下益城郡美里町馬場610番地　片平団地１－４
債務者　宮村　幸希
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３号
熊本市中央区出水７丁目29番48号
債務者　増岡　恵介
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６号
熊本市中央区中央街３番１―805号　アルバガーデングランビュー白川
債務者　南　美津代
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
宮崎市大字本郷北方2475番地７
債務者　中島　悠貴
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４号
秋田県横手市雄物川町東里字東里157番地
債務者　佐藤　光明
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２５号
福岡県京都郡みやこ町徳永2044番地５　県営徳永住宅１―209号
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
埼玉県蓮田市馬込１丁目219番地　メゾンセピア102号
債務者　森　　士朗
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
愛知県高浜市神明町２丁目12番地５　プランドール神明102、前住所愛知県刈谷市一ツ木町７丁目20番地12
債務者　大谷かおり
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係